追加等履歴

No.	日付	追加･追記･修正内容
1	2025.5.1	1 共通 No.10「申請はどのタイミングで行えば良いか（事前申請か事後申請か）。」 新規追加
2	2025.5.1	3 設備等脱炭素化促進補助金 No.2「どのような工事が対象になるのか。」に具体例を追記
3	2026.4.1	1 共通 No.13「申請から交付決定までどの程度かかるか。」なお書きを追加。
4	2026.4.1	3 設備等脱炭素化促進補助金 No.10「社員寮や社員食堂の改修等は補助対象事業になるか。
5	2026.4.1	3 設備等脱炭素化促進補助金 No.15「申請時や実績報告時に提出する写真はどのようなものが必要か。」
6	2026.4.1	3 設備等脱炭素化促進補助金 No.16（第2号様式）「事業実施期間」の考え方は。
7	2026.4.1	（削除）3 設備等脱炭素化促進補助金 No.26「補助事業が完了したことを証する書類とは。」要綱改正により削除。

1 共通

令和8年4月1日時点

No.	区分	分類	Q	A
1	1 共通	1 補助金の概要	年度途中で予算がなくなり、申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるか。	受付期間内であっても、予算上限に達した場合は受付を終了します。 なお、交付決定後に事業を中止した事業者があった、交付決定が取り消された等、予算残額が復活した場合も個別のご連絡はしておりませんので、市ウェブサイト等でご確認ください。
2	1 共通	1 補助金の概要	現時点の予算残額や終了の見込みを教えてほしい。	個別の問合せにはお答えしておりません。予算残額については市のウェブサイトに公開しておりますので、ご確認ください。 また、申請状況等を踏まえ、予算上限に達する見込みになりましたら市ウェブサイトでお知らせします。
3	1 共通	1 補助金の概要	国や県、市の他の補助金と併用することは可能か。	国や県の補助金との併用は可能です。ただし、補助金交付の要件等が異なる場合がありますので、詳しくは補助金交付団体にお問合せください。 併用する場合、他団体からの補助金額相当額を控除した上で補助対象経費を算定します。 なお、市の他の補助金との併用はできません。
4	1 共通	2 対象者	会社や個人事業主以外の法人の場合、どのような規模の団体が対象か。	常時使用する従業員数が100人以下であることが条件です。
5	1 共通	2 対象者	中小企業者等の要件になっている資本金の額や従業員数は、事業所単位でみれば良いのか。	企業全体の資本金の額や従業員数によりご確認ください。
6	1 共通	2 対象者	中小企業者の規模について、資本金の額と従業員数の双方の基準を満たす必要があるか。	いずれか一方の基準を満たしていることが必要です。
7	1 共通	2 対象者	個人事業主はどのような人が対象か。	個人事業主として開業届の提出や個人事業税の納付を行っている方を想定しています。事業実態が確認できない場合、対象者として認められない場合もあります。

8	1 共通	2 対象者	開業届を提出していない個人事業主は対象外か。	事業所得について確定申告を行っている等、事業を営んでいることが確認できれば対象となります。 申請の際に確定申告書B及び青色申告書決算書(白色申告者については収支内訳書)や、その他改修等を実施する事業所で事業を営んでいることが確認できる書類をご提出ください。
9	1 共通	2 対象者	本社が市外にあり、支店が市内にある場合、支店で実施した補助事業は対象になるか。	補助対象事業を実施する事業所が市内にあれば対象です。
10	1 共通	5 申請	申請はどのタイミングで行えば良いか(事前申請か事後申請か)。	省エネ最適化診断補助金は事後申請(受診し、結果報告があってからの申請)、設備等脱炭素化促進補助金は事前申請(工事着工前の申請)です。
11	1 共通	5 申請	代理人により申請を行っても良いか。	事務員や担当者が使者として申請書類を持参する等の場合を除き、代理での申請はできません。ただし、行政書士等が申請手続を代行することは可能です。
12	1 共通	5 申請	1つの法人が市内に複数の事業所を持っている場合、別々に申請しそれぞれ補助金を受けることは可能か。	事業所が別であれば同一法人による申請であってもそれぞれ補助金を受けることは可能です。
13	1 共通	5 申請	申請から交付決定までどの程度かかるか。	概ね1か月程度を予定していますが、申請の混雑状況や申請内容、確認事項の有無等によって、審査に時間がかかり、交付決定が遅くなる場合があります。 なお、「設備等脱炭素化促進補助金」の申請において、特に写真と平面図による補助対象事業の実施箇所・内容の審査に時間を要するケースが増えています。あらかじめ対象箇所について平面図と写真への付番等により対応関係を確認できるようにする、写真は明るく鮮明で個数や設置状況が分かりやすいものにすること等により、決定までの期間を短縮できる場合があります。
14	1 共通	5 申請	添付書類が揃わない場合、一部のみ提出し、後から追加しても良いか。	必要書類が不備なく全て揃った段階で申請受付となります。
15	1 共通	5 申請	予算上限に達する日の申請が複数あった場合はどうなるのか。	予算上限に達する日に受け付けた全ての申請の中から、抽選にて交付対象者を決定します(受付時刻による先着順ではない)。 抽選日や抽選方法については、決定次第、申請者の方にご連絡します。 なお、必要書類が全て不備無く揃った時点で申請受付となりますので、ご注意ください。
16	1 共通	7 その他	外部に作成を依頼した書類が届かないため、期限までに提出ができない。	期限までに提出できるようあらかじめスケジュールを調整してください。
17	1 共通	7 その他	交付決定通知(確定通知)が届いた。請求書はいつまでに提出が必要か。また、請求書の提出から補助金の振込までにはどのくらいの期間がかかるか。	通知が届いた日を1日目として、15日以内に請求書を提出してください。 請求書を受付後、30日以内に振込を行います。 ※請求書の内容に不備がある場合、振込ができず上記よりも日数がかかることがあります。

2 省エネ最適化診断補助金

No.	区分	分類	Q	A
1	2 省エネ	3 補助対象事業	・省エネ最適化診断ではどのような提案をしてもらえるのか。 ・省エネ最適化診断にはどのようなプランがあるのか。 ・特定の設備のみを見てもらうことは可能か。 ・事業開始から1年を経過していないが診断を受診することは可能か。 ・診断費用はいくらか。	省エネ最適化診断実施団体にお問合せください。 なお、各団体のウェブサイト等で過去の提案事例を紹介している場合があります。 ※各団体のウェブサイトURLは市ウェブサイトにリンクを掲載しております。

3 設備等脱炭素化促進補助金

No.	区分	分類	Q	A
1	3 設備等	3 補助対象事業	照明の交換について、光源(電球等)の交換だけでも補助対象になるか。	光源の交換のみの場合は対象にはなりません。
2	3 設備等	3 補助対象事業	どのような工事が対象になるのか。	省エネ最適化診断により効果的な対策として提案があった工事等については基本的に対象となります。 【これまでに補助金を交付した改修等の例】 ・ 照明設備のLED化 ・ 空調設備の高効率機器への更新 ・ 空気圧縮機(コンプレッサー)の高効率機器への更新 ・ 冷蔵設備の高効率機器への更新
3	3 設備等	3 補助対象事業	省エネ最適化診断で提案された内容について、自分で工事を行う場合は対象になるか。	対象となる事業を自身で行った場合、設備本体の購入費のみが対象となります(工事費は対象経費として算定しない)。
4	3 設備等	3 補助対象事業	法人の代表者が個人名義で設備等を購入する場合も対象となるか。	事業の用に供していることが分かれば対象となります。 ※追加で資料の提出を求める場合があります。
5	3 設備等	3 補助対象事業	省エネ最適化診断で提案された内容のうち、一部のみ実施する場合も対象になるか。	複数の提案があった内容のうち一部のみ実施する場合も対象となります。また、照明設備の更新等、提案のあった複数箇所のうちの一部のみを変更する場合も対象となります。
6	3 設備等	3 補助対象事業	申請後に工事内容(設置個数や内訳、機種等)に変更が生じた場合はどのようにしたら良いか。	市に事前連絡の上、「市原市事業者用設備等脱炭素化促進補助金内容変更承認申請書」をご提出ください。 機種の変更等が生じる場合は改めて見積書や機器形状、性能等説明資料の提出が必要となります。 なお、原則として申請していない内容の追加や増額を伴う変更は認められませんので、工事内容や規格等をよく精査の上ご申請ください。

7	3 設備等	3 補助対象事業	工事当日に、申請した内容では工事ができないことが判明し、急遽内容を変更した（サイズや規格の見積誤り等）。どのようにしたら良いか。	速やかに市にご連絡の上、「市原市事業者用設備等脱炭素化促進補助金内容変更承認申請書」に変更の経緯を記した「顛末書」（様式任意）を添えてご提出ください。 なお、原則として申請していない内容の追加や増額を伴う変更は認められません。 また、変更の内容によっては交付決定額が減額となる場合がありますので、工事内容や規格等を工事業者に確認し、よく精査をした上で申請してください。 例1：申請していた場所には設置できなかったため、工事を中止し、同じ料金内で全く別の場所、別の設備を更新した→×（中止した工事分が減額となります。） 例2：申請していた場所に設置する設備の内訳を変更することになった→△（例：30㎝の照明3本を20㎝の照明3本に変更／規格により導入できないことが判明した→変更後設備の内容によって減額とならない場合があります。増額は認められません。）
8	3 設備等	3 補助対象事業	省エネ最適化診断で「参考提案」とされた内容は補助対象になるか。	改修等によるエネルギー削減見込量が確認できる内容であれば、対象となる場合があります。
9	3 設備等	3 補助対象事業	リースによる設備導入は対象となるか。	対象となりません。
10	3 設備等	3 補助対象事業	社員寮や社員食堂など、福利厚生のための施設の改修等は補助対象になるか。	事業の用に供さない、専ら従業者の内部的、便宜的目的のみに供される施設・設備や従業者の福利厚生のための施設の改修等に関しては、事務所や工場等の敷地内、建物内にある場合であっても原則として補助対象外です。 例：社員寮、保養所、社員食堂、娯楽教養室　等 ※　店舗等における従業員更衣室等、事業の実施に必要不可欠な設備については、補助対象です。
11	3 設備等	4 補助対象経費	どのようなものが対象経費になるか。	・設備本体（空調、換気、照明、給湯等の機器及びエネルギー管理システム、再生可能エネルギーシステム、蓄電システム等）及び付属品の購入費 ・工事費（据え付け・配線工事等の省エネ最適化診断に基づく設備改修等に不可欠な工事費用とし、資材等の運搬費及び既存設備の処分に係る費用を除いたもの。） 工事費については、原則として補助対象事業を実施する事業所に到着してから撤収するまでにかかった費用のうち、不可欠なものを対象とします。
12	3 設備等	4 補助対象経費	既存設備の解体・撤去費は補助対象となるか。	改修工事に不可欠な内容であれば対象となります。ただし、既存設備の処分費については対象外ですので、「撤去処分費」等の項目になっている等、内訳が不明な場合は対象外となります。

13	3 設備等	4 補助対象経費	対象外経費にはどのようなものがあるか。	(対象外経費の例) ・ 資材等の運搬費(店舗から現場までの輸送費等) ・ 既存設備の処分費 ・「諸経費」等、内訳が不明瞭な経費 ・ 工事費以外の経費(通信費、光熱水費、旅費、事務費、法定福利費等) ・ 人件費、間接労務費 ・ 事業実施場所までの交通費
14	3 設備等	4 補助対象経費	対象経費にはどのようなものがあるか。	(対象経費の例) 【設備等購入費】 ・ 設備本体及び付属品の購入費 【工事費】 ・ 設備改修等に不可欠な工事費(据付、配線工事等) ・ 据付、設置等に伴う消耗品費 ・ 既存設備の解体撤去費(処分費は対象外) ・ 直接労務費、作業費 ・ 搬入費(2階や屋上まで設備を搬入する場合等)

15	3 設備等	5 申請	申請時や実績報告時に提出する写真はどのようなものが必要か。	【申請時のみ】 ・事業所の外観(看板等により当該事業所であることが分かるもの) 【申請時、実績報告時共通】 ・設備の設置状況がわかる近景写真※1(設置状況が分かるもの) ・設備の全台数が把握できる遠景写真※1(1枚に入りきらない場合は複数枚) 【実績報告時のみ】 ・導入した設備の型番がわかる写真※2 ※1 近景写真については見積書(内訳書)の個数と整合するよう必要枚数を撮影。近景、遠景ともに改修前後を同じ角度から撮影し、前後の変化が確認できるようにしてください(撮影した角度のわかる平面見取図を添付)。 前後の変化が分からない又は分かりにくい場合、審査ができないことがあります。 (例:間接照明であり照明機器の本数や製品が直接見えない、既設の設備と改修した設備が似ており、遠目では判別がつかない、等) なお、照明機器などで同一型番の設備を多数更新する場合、近景写真は1枚のみに省略できます。その場合、遠景写真や改修中の写真(取り外した機器の写真等)、平面見取図等で同一機器の設置個数が確認できるようにしてください。 ※2 同一の型番の設備を複数導入する場合、型番がわかる写真は1枚のみで結構です。平面見取図で同一機器の箇所、個数が分かるようにしてください。 なお、設置状況により型番が確認できる写真が添付できない場合は、カタログ等により、近景写真と型番が突合できる資料を添付してください。
16	3 設備等	5 申請	(第2号様式) 「事業実施期間」の考え方は。	【着手】 工事等に着手する予定日 【完了】 (第2号様式)工事が完了する予定日 ※対象機器の入荷待ち等により詳細が記載できない場合は、想定される時期を記入してください。
17	3 設備等	5 申請	(第1号様式) 個人事業主で住所と事業所所在地が異なる場合、申請者欄にはどちらを記入するか。	個人事業主の場合、申請者欄には個人の住所を記載してください。

18	3 設備等	5 申請	（第1号様式） 法人で本社と対象事業所の所在、名称等が異なる場合、申請者欄にはどちらを記入するか。	本社と対象事業所が異なる場合は、申請者欄には本社の所在地や名称、代表者名をご記入ください。
19	3 設備等	5 申請	登記事項証明書の登録内容が昔のものであり、更新していなかったが、現時点の状態と異なっていても良いか。	現時点の事業の実態が分かる書類の提出を追加で求める場合があります。
20	3 設備等	5 申請	申請時に添付する図面は手描きで良いか	手描きで問題ありません。
21	3 設備等	5 申請	賃貸の事業所で補助対象事業を実施する場合は対象になるか。	所有者からの承諾を得ていれば対象です。貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（様式任意）をご提出いただきます。 なお、貸借契約書の内容や補助対象事業の内容から、所有者からの承諾を得ている又は不要であることが明らかな場合は承諾書の提出を省略できる場合があります（貸借契約書の写しは必要）。
22	3 設備等	5 申請	賃貸の事業所で補助対象事業を実施する場合、所有者からの承諾書の提出を省略できるのはどのような場合か。	貸借契約書内において、一定の工事や設備の改修等に関して所有者の承諾が不要である旨が明記されている場合や、補助対象事業の内容が、建物の工事等を伴わない、設備の設置のみ（例：冷蔵設備の入替）であることが明らかである場合等を想定しています。
23	3 設備等	5 申請	申請者と事業所所有者が違うが、次のような場合も所有者の承諾書は添付する必要があるか。 ⑴ 申請者が法人、事業所所有者が法人の代表者 ⑵ 事業の用に用いる設備の改修について所有者の承諾が不要という賃貸借契約になっている ⑶ 工事等はせず、建物の改修を伴わない	⑴ 申請者と所有者が実態として一体であるということが確認できれば不要です。ただし、事業の用に供していることが確認できる書類を追加でご提出いただく場合があります。 ⑵ 賃貸借契約書の写し等で承諾を得ていることが明らかな旨が確認できれば不要です。 ⑶ 省エネ最適化診断結果報告書や事業計画書、見積書等により、建物の改修等を伴わないことが明らかであると確認できれば不要です。
24	3 設備等	6 実績報告	天災による納入遅延等のやむを得ない理由により、実績報告期限までに事業を完了できない場合はどうしたら良いか。	期限までに事業が完了できないと見込まれる場合は、速やかに市にご連絡の上、経緯及び遅延の理由を記した報告書（様式任意）をご提出ください。やむを得ない理由による場合は、申請した年度内に事業が完了した場合に限り補助金の交付対象となる場合があります。 なお、年度内に事業が完了できないことが確定した場合は「市原市事業者用設備等脱炭素化促進補助金内容変更承認申請書」に経緯を記した「顛末書」（様式任意）を添えてご提出ください。
25	3 設備等	6 実績報告	事業完了後の実績報告について、市から連絡はあるか。	原則として、市から連絡は行っておりません。事業完了の日の翌日から起算し30日以内又は申請した年度の3月15日（土日祝日の場合は直前の営業日）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
27	3 設備等	6 実績報告	（第8号様式） 「事業実施期間」の考え方は。	【着手】 工事等に着手した日 【完了】 （第8号様式）工事完了日又は代金支払日（領収書等で確認できるもの）のうちいずれか遅い日